

立川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 31 条の規定による。

立川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

立川市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年立川市条例第7号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>別記様式（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 氏 名</p> </div>	<p>別記様式（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 氏 名 印</p> </div>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。